

札所寺院の史跡指定に係る國分寺詳細調査（建造物）業務仕様書

- 1 業務名 札所寺院の史跡指定に係る國分寺詳細調査（建造物）業務
- 2 委託期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）
- 3 実施場所 國分寺（香川県高松市国分寺町国分 2065）
- 4 調査対象
対象寺院が所有する建造物のうち、委託者が指定するもの
- 5 業務内容
対象とする文化財（建造物）について、専門的見地に基づく調査を行い、写真撮影や図面作成等を行う。また調査に基づいて、文化財の所見を作成する。
上記に補足する内容等は以下のとおりである。
建造物：平面図の作成、所在図の作成、修理・改造過程等の把握

*所在図の作成にあたり、対象寺院境内の実測図データは提供可能
*詳細は既刊の「四国八十八ヶ所霊場第八十五番札所 八栗寺調査報告書（第一分冊）」を参考とする。
- 6 中間検査
委託期間において、委託者は確認のため検査及び必要な事項の指示をすることができる。
- 7 成果品
原稿・写真・図面等の出力紙とデジタルデータで提出
 - ・所見 …Word、横書、46字×38行で作成
 - ・写真 …JPEG（委託者が指示するものについてはTIFFでの提出もある）
 - ・図面（所在図等） …JPEG、PDF
 - ・図面（建造物平面図等） …JPEG、PDF、DXF（キャドソフト）
 - ・調査概要報告 …Word、横書、A4紙1枚程度（調査概要を写真を添えて報告）上記を原則とするが、場合により委託者が個別に指示することもある。
- 8 検査
委託者が検査した後、業務に不備があった場合は、受託者は速やかにその調査について再作業を行い、最終検査に合格したものを成果品とする。

9 その他

- (1) 本委託業務の関係資料は、委託者と受託者の双方が所蔵する権利を有する。その利用は、委託者は任意で行えるものとし、受託者は委託者および対象寺院（原資料所蔵者）の許可を得て行うことができるものとする。
- (2) 契約締結後に業務工程表を作成し、提出すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、その都度委託者と協議すること。

担当： 香川県政策部文化芸術局文化振興課

世界遺産・日本遺産等推進グループ 信里、芳澤

電話： 087-832-3783